

令和4年2月9日

熊本県歯科医師会
(学校歯科委員会扱い)

学校におけるフッ化物洗口の実施について

時下、ますますご清祥のことと存じます。

平素より本会会務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび標記の件に関し、県健康づくり推進課並びに体育保健課よりフッ化物洗口実施の目安が示され、各学校長、市町村へ通知した旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

現在急激なコロナ感染拡大が続いており、学校歯科医の先生におかれましては厳しい状況ではありますが、担当する学校のフッ化物洗口の現状を把握いただき、下記記載の実施目安を参考にフッ化物洗口再開の可否、時期等について、現在の感染状況が落ち着き次第、出来るだけ早い時期に、学校側とご協議いただき、また学校歯科医として行政へのご意見等がある場合には、本会で取りまとめたいと思いますので、文書もしくはメール等でお知らせくださいますようお願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染予防のためのフッ化物洗口実施の目安について

次の(1)から(3)の期間はフッ化物洗口の実施を控える。それ以外でフッ化物洗口を控える場合は、学校歯科医もしくは各郡市学校歯科担当者に相談の上、決定を行う。

(1)新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県に緊急事態宣言が出されている期間

(2)新型コロナウイルス感染症の感染予防のために、学校において臨時休業、分散登校、時差登校、時間短縮等を行っている期間

(3)学校において新型コロナウイルス感染症の感染者が半明した場合、感染者の最終登校日から2週間

(令和3年12月16日付、健づ第973号・教体第102号通知より抜粋)